

第6次エネルギー基本計画（案）に関する意見

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-6-9 人形町大内ビル 3F

株式会社生活クラブエナジー 代表取締役 半澤彰浩

電話：03-5643-0370

メールアドレス：sc-energy@scenergy.co.jp

1. 意見該当箇所 全体

<第6次エネルギー基本計画全体への意見内容>

2050年カーボンニュートラル実現の鍵は、全国民における省エネが重要である他、原子力やCCS付火力、新しい技術（CCU/CCUSなど）も手段として提案されているが、最も普及すべきエネルギーは再生可能エネルギーに他ならない。様々なエネルギーの中で再生可能エネルギーは、安全性、環境負荷、経済性、安定供給、これらエネルギー基本政策のS+3Eの観点からも最も価値あるものとして世界でも導入が進んでいる。

「気候変動問題への対応は、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも成長の機会として捉える時代に突入し、各国の産業競争力の重要な要素になっていることを国民一人ひとりが認識する必要がある。」とされているように、再生可能エネルギーが主力電源として最優先のもと、最大限に活用されることが求められている。

また、電力システム改革では「2020年4月の発送電分離をもって一連の工程は終了した」としながら、現時点で発電、送配電、小売、全てにおいて大手電力会社が有利な状況となっている。また、エネルギーシステム構築では「安定的、かつ持続可能なエネルギーシステムを構築していけるよう、更なる取組を進める必要がある」とあるが、こちらもエネルギーシステムや市場制度において大手電力会社が有利なシステム・制度となっている。公平・公正な競争力を促すため、また、再エネ最優先の原則のもとに再検討・再構築すべきである。

1. 意見該当箇所 P24・721～818 (3) 電力部門に求められる取り組み

<意見内容>

2030年再生可能エネルギーの電源構成60%以上、2050年100%を目標とすること

<意見の理由>

- (1) 先進諸国においても際立ってエネルギー自給率の低い日本においてパリ協定遵守のためには高い実現目標を掲げることで、政策の転換をはかることを促進すべき。
- (2) IPCC(気候変動における政府間パネル)による「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化を1.5℃に抑制するための2030年の電力に占める再生可能エネルギーの割合を、「60%」としている。
- (3) 世界各国での2030年時点での再生可能エネルギー導入目標は60%以上を掲げている国も多数あり、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、少なくとも2030年には60%以上にすることが必要。

2. 意見該当箇所 P24・721 (3) 電力部門に求められる取り組み

<意見内容>

脱炭素電源として位置付けるのは再生可能エネルギーのみとすること。

<意見の理由>

- (1) 発電設備が建設・製造され、寿命を全うして廃棄・処理されるまでの消費されるエネルギーを、その発電設備を使用することで相殺できる期間を表すエネルギーペイバックタイムで見ると、再生可能エネル

ギーは長くて5年程度で相殺できるのに対し、原子力は稼働中の燃焼によるエネルギー消費の燃料を考慮すると相殺されない。

(2) 非化石価値取引市場において、非化石価値として原子力が含まれているが、再生可能エネルギーを推進する国際的な認証等では原子力は含まれていない。グローバルスタンダードに則り原子力は排除すべき。

3. 意見該当箇所 P24・742～744 電力部門に求められる取り組み

<意見内容>

再エネ賦課金は、負担ではなく再エネ導入拡大のための未来への投資であり、そう表現すべき。

<意見の理由>

- (1) 固定価格買取制度の仕組み（資源エネ庁 HP 掲載）の中で設備コストの高い再生可能エネルギーの普及・導入を支えるためのものであることが明記されている。
- (2) 再エネの発電コストが国際水準より高いのは導入が進んでないため（日本は世界の再エネ比率の平均以下）であり、再エネ最優先の原則のもとに再生可能エネルギーを最大限に拡大すべき。
- (3) 電気料金として徴収される託送料に組み込まれている原子力廃炉費用や廃炉円滑化負担金のほうが国民にとっては大きな負担である。

4. 意見該当箇所 P54・1732～1743 系統制約の克服に向けた取組

<意見内容>

系統制約の克服の基本的な考え方を、EUが実施している再エネの優先接続、再エネを優先的に給電することを政策とし、ノンファーム型接続は廃止すべき。

<意見の理由>

- (1) EU各国で送電上のトラブルは何も起きておらず、旧来のエネルギーの在り方に則したものに付け足す運用ではなく新しいエネルギー（再生可能エネルギー）が登場したものに合わせて再構築すべき。
- (2) 国内では再生可能エネルギーの送電が90%を超えた日など多数の実態があり、「ベースロード（火力や原子力）電源があって再エネがある」という考え方から、「再エネ電源があって出力変動にどう対応するか」という考え方に転換すべきであり、この場合、ノンファーム型接続は不要となる。

5. 意見該当箇所 P54～55・1746～1758 再エネ大量導入に向けた系統制約への対応

<意見内容>

全国をつなぐ直流送電線網を直ちに整備すべき

<意見の理由>

- (1) 東西の周波数の違いは再エネ普及の妨げになる。
- (2) 全国を直流送電線網でつなぐことで、災害時や電力需給逼迫時はもちろん平時の電力融通が柔軟になり、新增設によるこれまでの系統連系線より格段に強化される。

6. 意見該当箇所 P71～72・2325～2376 核燃料サイクルの推進

<意見内容>

核燃料サイクル、再処理、プルサーマルは即刻廃止すべき。

<意見の理由>

- (1) 1997年稼働予定だった六ヶ所再処理工場は完成延期20回以上繰り返しながら未だ稼働せず、もんじゅも廃止され、核燃料サイクルは既に破綻している。六ヶ所再処理工場を例に挙げても、建設費は当初計画の約4倍、稼働せずとも膨大な維持費は電気料金と税金で賄われており、これ以上国民からの負担を強い

ることは許されない。

- (2) 日本が保有するプルトニウム 46 トンは核兵器に換算すると数千発分に相当する。核保有国でない日本がこれ以上核を保有することは国際社会からも許されず、一度事故が起きれば国民の命と暮らしが脅かされる。
- (3) 核を扱う以上、安全は確保されず、S+3E の原則にも該当しない。

7. 意見該当箇所 P92・3092～3094 エネルギーシステム改革の更なる推進

<意見内容>

発送電分離は、所有権分離まで行なうべき。

<意見の理由>

- (1) 2020 年 4 月実施の発送電分離は、法的分離に留まっており、透明性に欠け公正な運用に課題がある。
- (2) 所有権分離を行ない、送電線使用の公平性をはかるべき。

8. 意見該当箇所 P93・3139～3142 エネルギーシステム改革の更なる推進

<意見内容>

容量市場の設計を根本から再検討すべき。

<意見の理由>

- (1) 容量市場は、大手電力に極めて有利で、石炭火力や原子力の温存になりかねない。
- (2) 約定総額が極めて高く、消費者の大きな負担になる。
- (3) そもそも必要性から制度設計にわたって多くの問題があり、一旦凍結・入札を停止し、改めて制度設計を根本から再検討することを求めます。

9. 意見該当箇所 P93・96 エネルギーシステム改革の更なる推進

- ・非化石電源由来の電気が有する環境価値を取引する非化石価値取引市場 (3143～3147)
- ・産業界を中心とした需要家による脱炭素電源の調達・表示ニーズが高まっている。需要家が自ら利用する電気の属性情報を適切に把握することが求められている。(3237～3243)

<意見内容>

非化石価値取引市場を廃止し、電源構成表記は調達発電種別のみとすべき。

<意見の理由>

- (1) そもそも再生可能エネルギー発電所の発電量と環境価値を切り離すという考え方自体が消費者に理解を得られない。
- (2) 環境価値は再生可能エネルギー発電所に帰属するものであり、そう考えるべき。
- (3) 再エネ主力電源化を掲げる上で、この市場が再生可能エネルギー拡大の妨げになる。
- (4) さらにこの影響は電源構成の表示にも及び、消費者にわかりやすいようにとしながら非常に理解しづらい表記となっており、実発電は CO2 排出するにも関わらず、CO2 排出ゼロを謳えることは消費者に混乱を招く。

10. 意見該当箇所 P95・3227～3233 エネルギーシステム改革の更なる推進

<意見内容>

- ・発電側課金制度を通じた原発事故の備えや廃炉に関する会計制度は廃止すべき。

<意見の理由>

- (1) 発電側課金制度の導入は小規模分散型の再生可能エネルギー発電所の事業継続や導入の妨げになる。

11. 意見該当箇所 P95・3227～3233 エネルギーシステム改革の更なる推進

<意見内容>

- ・ 託送料金および導入予定のレベニューキャップ制度は送電に関する費用を明確にして透明性を担保し、託送に関係のない費用を託送料に上乗せすることをやめるべき。

<意見の理由>

- (1) 原子力事故に係る賠償への備えに関する負担や廃炉に関する費用負担は送電会社の収入になり、電気料金の上昇、消費者への負担につながる。
- (2) 再生可能エネルギー主力電源化の妨げになる上、再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギーを促進する新電力の大きな負担になる。
- (3) 2020/10/1 より託送料金に賠償負担金と廃炉円滑化負担金が組み入れられましたが、これらの費用は託送原価とは全く関係のない費用であり、本来原子力発電事業者が負担すべき費用である。